

第1章 火山対策編

第1節 火山災害に強い安全安心なまちづくり

危機管理班・関係機関

第1 基本方針

本市は、地域及び各火山活動の特性に配慮しつつ、火山災害に強いまちづくりを行う。県内及び近隣には10の活火山があり、比較的、本市に近いのは横岳である。距離的にも、爆発・噴火によって甚大な被害を被る危険性は少ないが、その規模によっては、降灰程度の被害が考えられるため、常に万全の注意を払い、災害発生時には迅速かつ的確な応急対策をとる必要がある。

第2 主な取組み

- 1 交通・通信施設の火山災害に対する安全性の確保、治山、治水、砂防事業等の総合的、計画的推進等火山災害に強い地域基盤を形成する。
- 2 総合的災害対策の推進等による火山災害に強い安全安心なまちづくりを推進する。

第3 計画の内容

1 火山災害に強い地域基盤づくり

- (1) 必要に応じ、警戒避難対策の推進、住民等への情報提供等を効果的に行うため、火山災害にも考慮した防災マップ等の整備を推進する。
- (2) 道網の整備を図る。
- (3) 所有者不明土地を活用した防災空地、備蓄倉庫等の整備、災害発生のおそれのある所有者不明土地の管理不全状態の解消等、所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法に基づく措置を活用した防災対策を推進するものとする。

2 火山災害に対する建築物等の安全性

不特定多数の者が利用する建築物等については、火山災害に対する安全性の確保についても配慮する。

3 ライフライン施設等の機能の確保

上下水道、工業用水道、電気、ガス、石油・石油ガス、通信サービス等のライフライン施設や廃棄物処理施設の火山災害に対する安全の確保を図るとともに、系統多重化、代替施設の整備等による代替性の確保を進める。

4 降灰対策

火山噴火に伴う降灰が火山周辺地域の住民の生活等に及ぼす支障を軽減することに努める。

5 災害応急対策等への備え

災害が発生した場合の災害応急対策の検討にあたり科学的知見を踏まえ、火山災害の要因となる現象(噴石、降灰等)とその規模が多様であることを考慮し現象の影響が及ぶ範囲と程度を検討し、災害復旧・復興を迅速かつ円滑に行うための備えを平常時より十分行う。

6 防災知識普及活動

住民に対して、噴火災害発生時に、自らの安全を守るためにはどのような行動が必要か、実践的な火山防災の知識の普及・啓発活動を行い、住民個々の防災力の向上を図る。

第2節 災害発生直前対策

危機管理班・秘書広報班・関係機関

第1 基本方針

火山災害の発生の恐れがある場合に、円滑な災害応急対策が実施できるよう、あらかじめ、情報伝達体制、避難誘導体制を整備しておく。

第2 計画の内容

1 住民に対する噴火警報・予報等の伝達体制の整備

住民に対する情報の伝達体制の整備、噴火警報等の発表の基準、伝達の経路については、別図1のとおりであるが、県及び気象台、周辺市町村、関係機関との連携をとりながら、火山活動に異常が生じた際に、情報伝達活動が円滑に行えるよう体制の整備を図る。なお、県、消防庁、東日本電信電話株式会社から特別警報の発表または解除の通知を受けた場合または自ら知った時は、直ちにその内容を住民、滞在者、所在の関係機関に、防災行政無線、防災メール、緊急速報メール、広報車等あらゆる広報手段を通じて周知するものとする。

2 避難誘導体制の整備

市は、火山噴火等により、住民の生命、身体等に、危険が生じるおそれのある場合に、迅速かつ円滑に避難誘導活動が行えるよう、あらかじめ避難計画を作成しておく。

(風水害対策編第1章第11節「避難収容活動計画」に準ずる。)

(1) 噴火警報・予報

- ・ 噴火警報(居住地域)・噴火警報(火口周辺)

気象庁が、噴火に伴って発生し生命に危険を及ぼす火山現象(大きな噴石、火砕流、融雪型火山泥流等、発生から短時間で火口周辺や居住地域に到達し、避難までの時間的猶予がほとんどない火山現象)の発生やその拡大が予想される場合に、「警戒が必要な範囲」(生命に危険を及ぼす範囲)を明示して発表する。「警戒が必要な範囲」に居住地域が含まれる場合は「噴火警報(居住地域)」、含まれない場合は「噴火警報(火口周辺)」として発表する。

- ・ 噴火予報

気象庁が、火山活動の状況が静穏である場合、あるいは火山活動の状況が噴火警報には及ばない程度と予想される場合に発表する。

(2) 噴火警戒レベル

噴火警戒レベルは、火山活動の状況に応じて「警戒が必要な範囲」と防災機関や住民等の「とるべき防災対応」を5段階に区分した指標である。気象庁が、噴火警報・予報に付して発表する。

国の防災基本計画(火山災害対策編)に基づき、各火山の地元の都道府県等は、火山防災協議会を設置し、平常時から噴火時の避難について共同で検討を実施する。噴火警戒レベルに応じた「警戒が必要な範囲」と「とるべき防災対応」を設定し、市町村・都道府県の「地域防災計画」に定められた火山で、噴火警戒レベルは運用される。長野県及び近隣の活火山の噴火警戒レベル運用状況及び噴火警戒レベルが運用されている火山の噴火警戒レベルを下表に示す。

長野県及び近隣の活火山の噴火警戒レベル運用状況

区分	火山名
噴火警戒レベルが運用されている火山	浅間山、草津白根山※、御嶽山、焼岳、新潟焼山 乗鞍岳、弥陀ヶ原 ※「白根山（湯釜付近）」および「本白根山」のそれぞれについて噴火警戒レベルを運用
噴火警戒レベルが運用されていない火山	横岳、アカダナ山、妙高山

ア 噴火警戒レベルが運用されている火山

種別	名 称	対象範囲	火山活動の状況	レベル (キーワード)
特別 警報	噴火警報 (居住地域) 又は 噴火警報	居住地域およびそれより火口側	居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が発生、あるいは切迫している状態にある	5 (避難)
			居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が発生すると予想される（可能性が高まってきている）	4 (高齢者等避難)
警報	噴火警報 (火口周辺) 又は 火口周辺警報	火口から居住地域近くまでの広い範囲の火口周辺	居住地域の近くまで重大な影響を及ぼす（この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ）噴火が発生、あるいは発生すると予想される	3 (入山規制)
		火口から少し離れたところまでの火口周辺	火口周辺に影響を及ぼす（この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ）噴火が発生、あるいは発生すると予想される。	2 (火口周辺規制)
予報	噴火予報	火口内等	火山活動は静穏。 火山活動の状態によって、火口内で火山灰の噴出等がみられる。（この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ）	1 (活火山であることに留意)

イ 噴火警戒レベルが運用されていない火山

種別	名 称	対象範囲	火山活動の状況	警戒事項等
特別 警報	噴火警報 (居住地域) 又は 噴火警報	居住地域及びそれより火口側	居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が発生、あるいは発生すると予想される	居住地域 嚴重警戒
警報	噴火警報 (火口周辺) 又は火口周辺警報	火口から居住地域近くまでの広い範囲の火口周辺	居住地域の近くまで重大な影響を及ぼす（この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ）噴火が発生、あるいは発生すると予想される	入山危険
		火口から少し離れたところまでの火口周辺	火口周辺に影響を及ぼす（この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ）噴火が発生、あるいは発生すると予想される	火口周辺 危険
予報	噴火予報	火口内等	火山活動は静穏 火山活動の状態によって、火口内で火山灰の噴出等がみられる。（この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ）	活火山であることに留意

(3) 火山の状況に関する解説情報

気象庁が、現時点で、噴火警戒レベルの引き上げ基準に達していない、または、噴火警報を発表し「警戒が必要な範囲」の拡大を行うような状況ではないが、今後の活動の推移によっては噴火警報を発表し、噴火警戒レベルの引き上げや、「警戒が必要な範囲」の拡大を行う可能性があるとして判断した場合等に、火山活動の状況や防災上警戒・注意すべき事項を伝えるため、「火山の状況に関する解説情報（臨時）」を発表する。

また、現時点では、噴火警戒レベルを引き上げる可能性は低い、または、噴火警報を発表し「警戒が必要な範囲」の拡大を行う可能性は低い、火山活動に変化がみられるなど、火山活動の状況を伝える必要があると判断した場合に、「火山の状況に関する解説情報」を適時発表する。

(4) 噴火速報

気象庁が、登山者や周辺の住民に対して、火山が噴火したことを端的にいち早く伝え、身を守る行動をとってもらうために、火山活動を 24 時間体制で観測・監視している火山を主な対象として発表する。

(5) 降灰予報

気象庁が、噴火により、どこにどれだけの量の火山灰が降るか（降灰量分布）や、風に流されて降る小さな噴石の落下範囲の予測を伝えるために発表する。

(6) 火山ガス予報

居住地域に長期間影響するような多量の火山ガスの放出がある場合に、火山ガスの濃度が高まる可能性のある地域を発表する情報。

(7) 火山現象に関する情報等

噴火警報・予報、火山の状況に関する解説情報、噴火速報、降灰予報及び火山ガス予報以外に、火山活動の状況等をお知らせするための情報等で、気象庁が発表する。

・火山活動解説資料

写真や図表等を用いて火山活動の状況や防災上、警戒・注意すべき事項等について解説するため、随時及び定期的に発表する資料。

・月間火山概況

前月一ヶ月間の火山活動の状況等を取りまとめたもので、毎月上旬に発表する。

・噴火に関する火山観測報

噴火が発生したことや、噴火に関する情報（噴火の発生時刻、噴煙高度、噴煙の流れる方向、噴火に伴って観測された火山現象等）を噴火後直ちに知らせる情報。

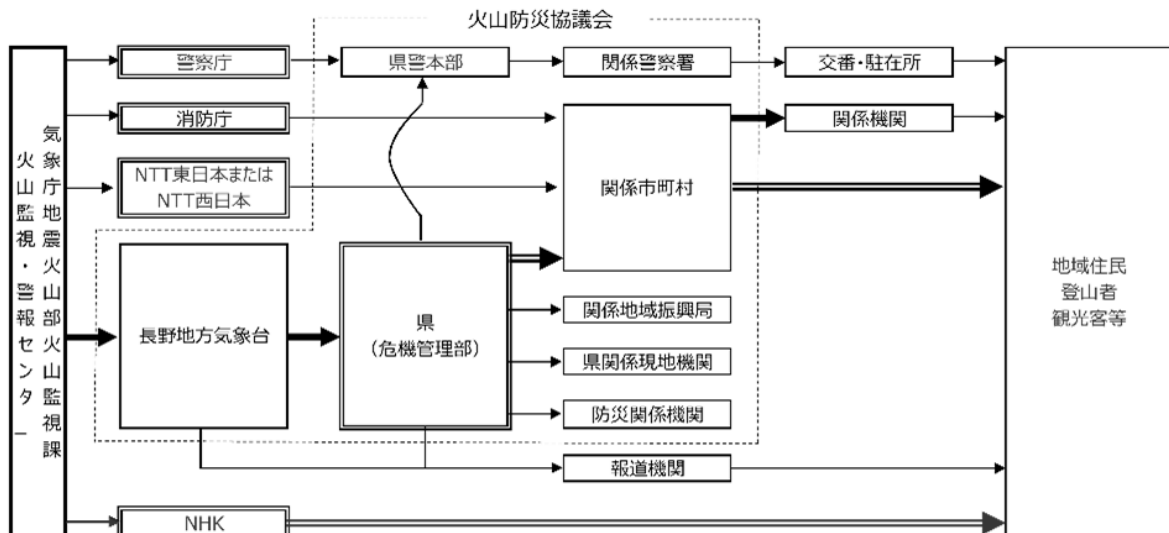
3 異常現象の通報

住民は、噴煙や噴石、鳴動や降灰など火山に関する異常を発見した場合は、ただちに岡谷市又は岡谷警察署に通報するものとする。市長等は、住民から災害発生のおそれのある異常現象の通報を受けた時は、その旨を速やかに長野地方気象台及び関係機関に伝達するものとする。

4 噴火警報・予報等の通報伝達系統図

(1) 噴火警報・予報等の伝達系統図

その他災害対策編

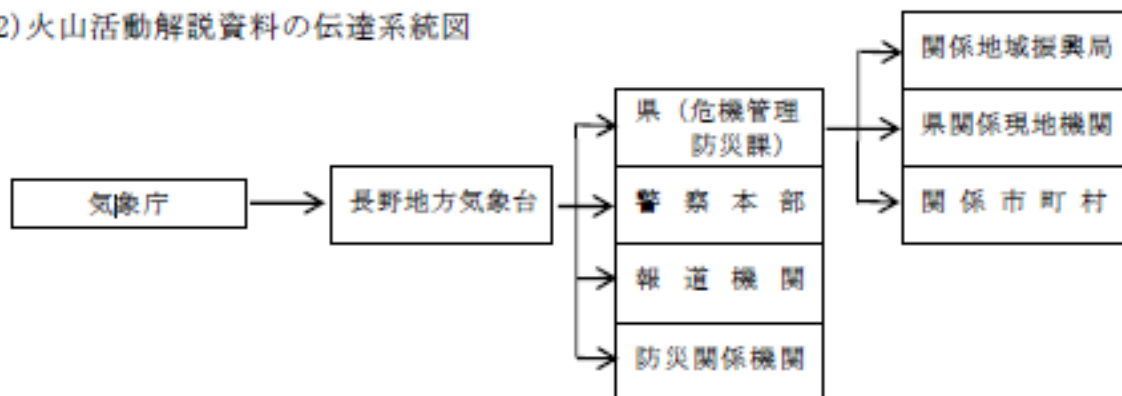


注) 二重枠で囲まれている機関は、気象業務法施行令第8条第1号及び第9条の規定に基づく法定伝達先。

注) 二重線の経路は、気象業務法第15条の2によって、特別警報の通知もしくは周知の措置が義務付けられている伝達経路。

注) 太線及び二重線の経路は、火山現象警報、火山現象特別警報、火山の状況に関する解説情報（臨時の発表であることを明記したものに限り。）及び噴火速報が発表された際に、活動火山対策特別措置法第12条によって、通報又は要請等が義務付けられている伝達経路。

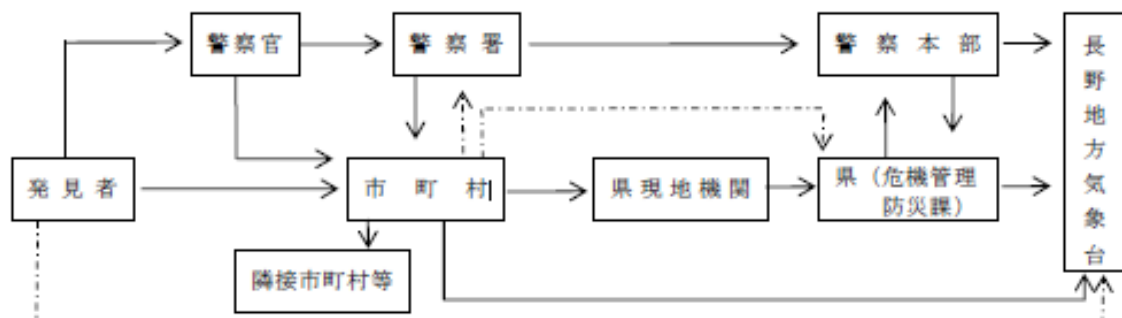
(2) 火山活動解説資料の伝達系統図



注1 「防災関係機関」とは、気象庁が整備した防災情報提供装置を利用している国の機関、電力会社、鉄道会社及び公益法人等をいう。

注2 「関係機関」とは、各市町村地域防災計画に定める、市町村の機関（現地機関、消防団、小中学校など）及び防災上関連のある機関をいう。

(3) 異常現象の通報系統図



第3節 災害応急対策

全機関・関係機関

第1 基本方針

火山災害が発生した場合は、住民の生命・身体の保護又は被害の拡大防止のため、災害応急対策活動を実施する。

第2 計画の内容

火山災害が発生した場合における災害応急対策活動は、風水害対策編第2章「災害応急対策計画」に準ずる。

第4節 災害復旧計画

全機関・関係機関

第1 基本方針

被災者の生活再建を支援し、再度災害の防止に配慮した施設の復旧等を図り、より安全性に配慮した地域振興のための基礎的な条件づくりを目指すため、復旧・復興の基本方向を決定し、その推進に当たり必要な場合は、他の地方公共団体の支援を要請する。

第2 活動の内容

風水害対策編第3章「災害復旧計画」に準ずる。

第2章 雪害対策編

第1節 災害予防計画

土木班・施設管理者・関係機関

第1 基本方針

豪雪に対する災害予防活動の円滑な推進を図り、雪害による地域経済活動の停滞防止及び住民の生活環境の維持向上に資するため、主要国県市道等の交通確保及び鉄道等の輸送、電力、通信の確保並びに緊急時に対処するための医療等の確保を図り、雪害予防の万全を期する。

第2 主な取組み

- 1 市は、地域の特性に配慮しつつ、雪害に強いまちづくりを行う。
- 2 市は、冬期道路交通確保のための迅速かつ適切な除雪体制の強化を図る。
- 3 市、県、関係機関は、連絡会議を設置し、連携を図る。
- 4 適時適切な運転規制及び迅速な除雪による鉄道運行の確保を図る。
- 5 電力供給設備の雪害対策による電力供給の安定確保を図る。
- 6 ガス供給施設の安全性の確保、緊急時の点検体制の整備を図る。
- 7 市は、雪害時における通信確保のための電気通信設備の予防対策及び復旧体制の整備を図る。
- 8 市は、建築物の所有者等に対し、安全対策の推進についての周知を図る。
- 9 市は、豪雪時における児童生徒の安全確保を図る。
- 10 市は、文化財の積雪による被害、損傷からの保護を図る。
- 11 市は、迅速かつ円滑な災害応急対策、災害復旧・復興への備えた体制整備を行う。
- 12 市は、観測・予測体制の充実を図る。

第3 計画の内容

1 雪害に強いまちづくり

- (1) 雪害に強い市土の形成を図るため、除雪、防雪、凍雪害の防止に係る事業を総合的・計画的に推進し、平常時における除雪体制マニュアルの整備を行う。
- (2) 県、市町村及び地方整備局、地方運輸局等を中心とする関係機関は、車両の滞留状況や開放の見通し等に関する道路管理者が有する情報等から、積雪に伴う大規模な立ち往生が発生し、滞留車両の開放に長時間を要すると見込まれる場合には、相互に連携の上、支援体制を構築し、滞留車両の乗員に対し救援物資の提供や避難所への一時避難の支援等を行うよう努めるものとする。
- (3) 大規模な車両滞留や長時間の通行止めを引き起こすおそれのある大雪（以下「集中的な大雪」という。）時においても人命を最優先に幹線道路上で大規模な車両滞留を徹底的に回避することを基本的な考え方として、計画的・予防的な通行止め、滞留車両の排出を目的とした転回路の整備等を行うよう努める。

2 道路交通の確保

- (1) 積雪時の冬期道路交通を確保するため、県、市、関係機関は除雪機及び要員の整備を図り、除雪体制の強化に努める。
市、県及び関係機関は日頃から情報を共有し、特に、短時間に強い降雪が見込まれる場合等においては、道路管理者相互の連携の下、迅速かつ適切に対応するよう努めるものとする。
ア 豪雪時の迅速かつ適切な除雪活動のため、市、県及び関係機関は連絡会議を設置し連携を図る。
イ 豪雪時に病院、学校などへのアクセス道路、バス路線を確保するため、迅速かつ適切な除雪活動を実施するよう、市、県及び関係機関が調整のうえ、除雪優先路線の選定を行う。
ウ 集中的な大雪に対しては、国（国土交通省）、県、市町村及び高速道路事業者は、人命を

最優先に幹線道路上で大規模な車両滞留を徹底的に回避することを基本的な考え方として、車両の滞留が発生する前に関係機関との調整の上、計画的・予防的な通行規制を行い、集中的な除雪作業に努める。

エ 集中的な大雪に備えて、他の道路管理者をはじめ県、市町村その他関係機関と連携して、地域特性や除雪の予測精度を考慮し、地域や道路ネットワークごとにタイムラインを策定するよう努める。

(2) 市は、住民に対して、住宅周辺等の自主的な除雪について呼びかけを行う。

(3) 熟練したオペレータの高齢化や減少等、地域に必要な除雪体制確保の課題に対応するため、契約方式の検討を行うなど担い手となる地域の建設業者の健全な存続に努める。

3 鉄道運行確保計画

冬期間における鉄道等の公共交通機関の役割は重要であり、雪によって公共交通網が混乱すると、住民生活や地域経済に大きな影響を与えることも予想されるため、雪害に強い除雪等の体制整備を行う。

4 中部電力パワーグリッド株式会社が実施する計画

電力供給設備を雪害から守り、安定した電力の供給を確保するため必要な施設の強化を行う。

5 ガス施設の安全確保

雪害等におけるガス供給設備の破損を防ぐための措置の徹底及び雪害発生時の緊急点検活動体制の整備を図る。

6 通信の確保

雪害時における通信の確保を図るため、移動用携帯無線機による通信確保を行う。

7 建築物対策

市は、建築物の安全対策の推進について周知及び指導を行うとともに、住民に対し保険・共済等の生活再建に向けた事前の備え等について、普及啓発を図る。

8 児童生徒の安全確保

学校長は、緊急時、消防車、救急車などが校内まで進入できるような通路の確保を行う。また、PTAと連携し通学路等の除雪に対しても確保を行う。

9 文化財の保護

所有者又は管理者に対して、積雪による文化財の破損あるいは損傷の危険防止のための必要な措置を講ずるよう指導するとともに、常にその実情を把握するよう努めるものとする。

10 迅速かつ円滑な災害応急対策、災害復旧・復興への備え

雪害が発生し、又は発生する恐れがある場合には、迅速かつ円滑に災害応急対策、災害復旧・復興を実施する必要があるが、そのための備えとして体制等の整備を行う。

(1) 気象警報・注意報等の住民に対する伝達体制を整備する。

(2) 緊急輸送確保のため、除排雪等の体制を強化する。

11 観測・予測体制の充実

雪を克服するため、また雪をより有効に利用するため、降雪量など雪に関するより迅速かつ正確な情報提供ができる体制を整える。

【資料 24】気象業務法に基づく注意・警報等

第2節 災害応急対策計画

危機管理班・土木班・社会福祉班・介護福祉班・施設管理者・関係機関

第1 基本方針

雪害の発生の恐れがある場合に、円滑な災害応急対策が実施できるように、気象警報・注意報等の迅速な伝達や避難誘導により、災害を未然に防止するための活動を実施する。

本章では、雪害が発生した場合、または発生する恐れがある場合の対応について、他の災害と共通する部分は除き、雪害に特有のものについて定めるものとする。

第2 主な活動

- 1 雪に関する気象警報・注意報等の円滑な伝達を行う。
- 2 住民の避難誘導等

第3 活動の内容

1 気象警報・注意報等の伝達活動

警報

種 類	発 表 基 準		
暴風雪	平均風速 17m／S 以上 雪を伴う		
大 雪	一次細分	二次細分	12 時間降雪の深さ
	中 部	諏訪地域	20 cm 以上

注意報

種 類	発 表 基 準		
暴風雪	平均風速 13m／S 以上 雪を伴う		
大 雪	一次細分	二次細分	12 時間降雪の深さ
	中 部	諏訪地域	10 cm 以上
着氷・着雪	著しい着氷、着雪が予想されるとき。		
融 雪	1 積雪地域の日平均気温が 10℃ 以上		
	2 積雪地域の日平均気温が 6℃ 以上で、日降水量が 20mm 以上		

2 除雪等の実施

雪害においては、被害が時間の経過とともに拡大する場合も多く、それを最小限に抑える応急活動を行うことが被害全体の規模を小さくすることにも繋がる。このため、適切な除雪の実施が必要である。

3 住民の安全対策、福祉対策

雪下ろしや除雪作業の際の安全確保を図り、高齢者世帯等の雪下ろし等の実施が困難な世帯の安全確保のため市職員の派遣を行う。

さらに降雪が続き広域的除雪支援が必要な場合は、広範囲な地域住民による支援やボランティアによる支援を行う。

第3章 航空災害対策編

第1節 災害予防計画

危機管理班・消防班・関係機関

第1 基本方針

航空機の墜落等の大規模な事故の発生に備えて、迅速かつ円滑な災害応急対策がとれるよう、情報の収集・連絡体制の整備を行うとともに、捜索、救助、救急、消火活動を行う関係機関の資機材の整備等に努め、航空災害の予防に万全を期する。

第2 主な取組み

- 1 関係機関との情報の収集・連絡体制の整備を図るとともに、発災現場等や民間企業、報道機関、住民等からの情報収集体制の整備を行う。
- 2 非常参集体制の整備及び関係機関の連携体制をあらかじめ整備する。
- 3 救急救助用の資機材の整備等に努める。

第3 計画の内容

1 情報の収集・連絡体制の整備

情報の収集・連絡体制の整備を行い、夜間、休日の場合等においても対応できる体制の整備を図る。また、報道機関や住民等からの情報の収集体制の整備を行う。

2 非常参集体制の整備及び関係機関の連携体制

非常参集体制の整備及び防災関係機関相互の連携体制をあらかじめ整備しておく。

- (1) 職員の非常参集体制は、風水害対策編第1章第4節「活動体制計画」に定めるとおり、整備する。
- (2) 消防機関同士の相互応援体制が円滑に行われるよう、風水害対策編第1章第5節「広域相互応援計画」に定めるとおり、救助活動の支援体制の整備を行う。

3 救急救助用の資機材の整備

各種活動を迅速、的確に実施するため、風水害対策編第1章第6節「救助・救急・医療計画」に定めるとおり、救助工作車等の車両、その他応急措置の実施に必要な救急救助用資機材の整備に努める。

第2節 災害応急対策計画

全機関・関係機関

第1 基本方針

航空機の墜落等の大規模な事故により多数の死傷者が発生した場合に迅速かつ的確に搜索、救助、消火等の応急対策を行い、被害を最小限に止めることを目的とする。

第2 主な活動

- 1 市は、事故発生の情報及び被害の状況について情報を得た場合は速やかに情報の収集、関係機関への連絡にあたる。
- 2 職員の非常参集、情報収集連絡体制等を確立し、必要に応じて災害対策本部を設置し、応急対策を実施する。
- 3 被害等の規模によっては、必要に応じて広域応援の要請を行う。

第3 活動の内容

1 情報の収集・連絡

(1) 情報の収集及び報告

市は、人的被害の状況を収集するとともに、被害規模に関する概括的な情報を含め、把握できた範囲から直ちに諏訪地域振興局へ連絡する。

(2) 応急活動対策の報告

市は、応急対策の活動状況、対策本部の設置状況、応援の必要性を県に連絡する。

2 活動体制の確立

(1) 職員の非常参集、情報収集連絡体制の確立、災害対策本部の設置

発災を覚知した場合は、風水害対策編第2章第3節「非常参集職員の活動」において定めるところにより、速やかに関係職員を参集するとともに、想定される災害規模により必要に応じて災害対策本部を設置する。

(2) 広域応援体制への早期対応

市は、災害の規模等により、市の活動のみでは、十分な応急活動が行えない場合は、風水害対策編第2章第4節「広域相互応援活動」において定めるところにより、応援要請を行うとともに、応援を受け入れるための受援体制を早急に整える。

3 搜索、救助・救急及び消火活動

(1) 関係機関による多様な手段を活用した搜索活動の実施

市は、県から航空機の遭難情報を得た場合、速やかに消防団と連携した搜索活動に着手し、得た情報は、県へ連絡する。

(2) 消火、救助活動の実施

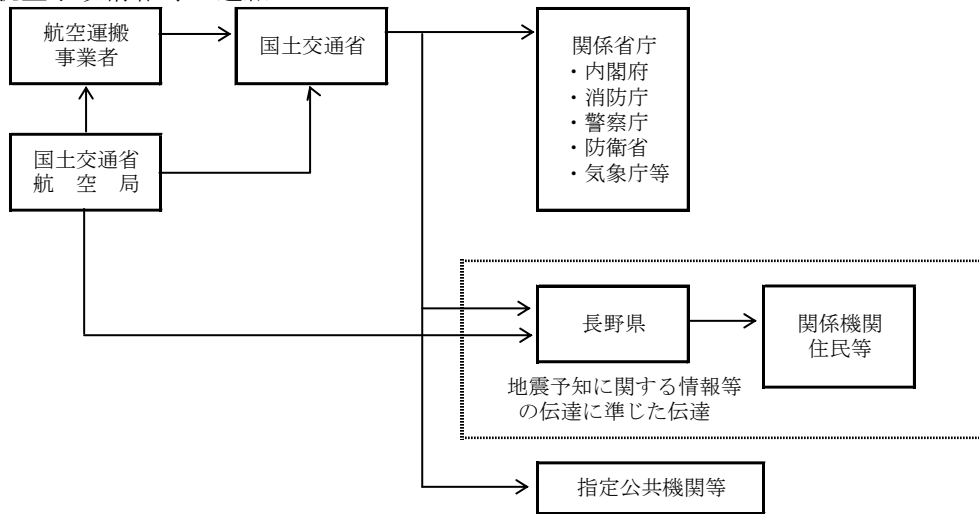
災害の発生箇所が確認された場合は、速やかに被害状況の把握を行うとともに、消火、救助・救急活動を行い、必要に応じて広域応援体制をとる。

(3) 医療活動の実施

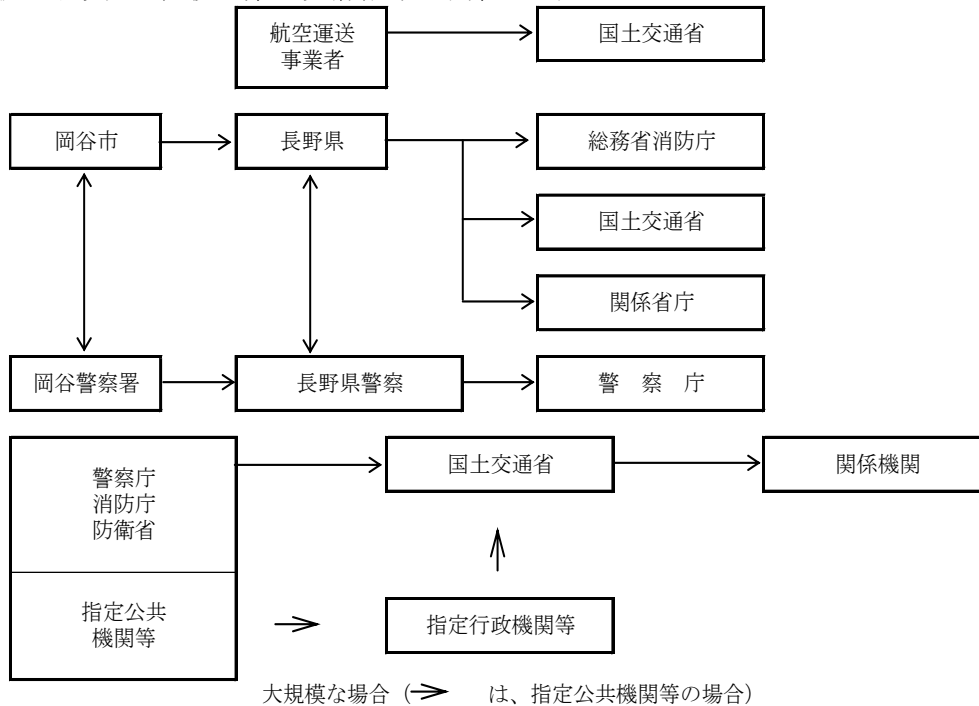
多数の負傷者への応急処置や救急搬送に対応するため、風水害対策編第2章第7節「救助・救急・医療活動」において定めるところにより、医療救護活動を実施する。

4 航空災害における連絡体制

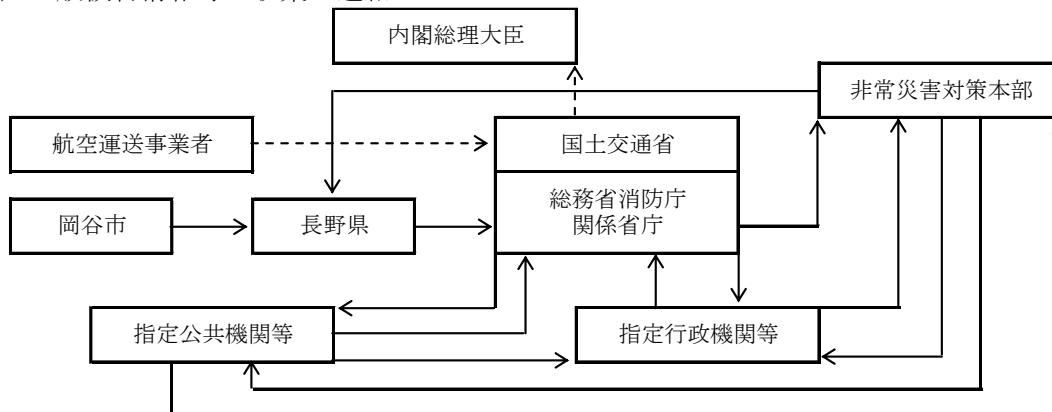
(1) 航空事故情報等の連絡



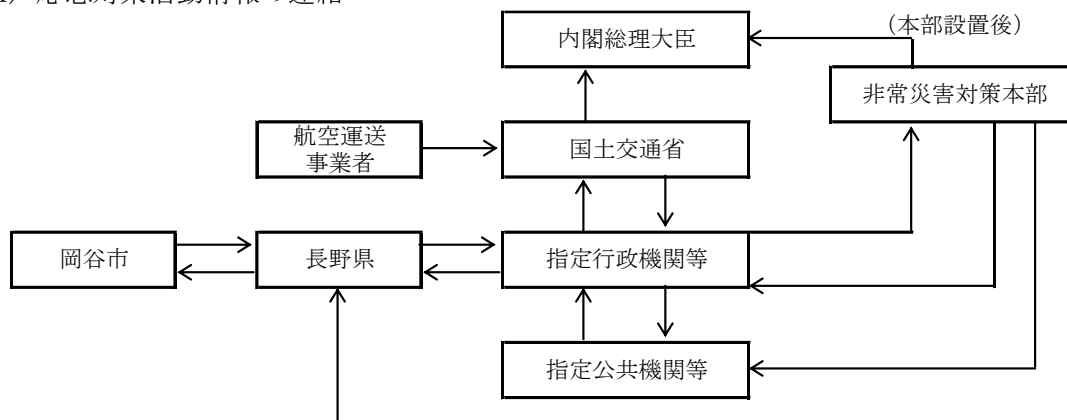
(2) 航空事故発生直後の第1次情報等の収集・連絡



(3) 一般被害情報等の収集・連絡



(4) 応急対策活動情報の連絡



第4章 道路災害対策編

第1節 災害予防計画

都市計画班・土木班・関係機関

第1 基本方針

自然災害や道路事故等では、多数の死傷者の発生、道路の寸断といった災害が生じることから、道路交通の安全を確保し、道路利用者及び住民の生命身体を保護するため、道路災害予防活動の円滑な推進を図る。

第2 主な取り組み

- 1 自然災害・事故等で生じる道路（橋梁等を含む）の機能障害を最小限に抑えるよう、各関係機関において情報交換を図る等、平常時より連携を強化する。
- 2 道路（橋梁等を含む）の自然災害・事故等に対する安全性を確保するため、危険箇所の点検を実施し、道路（橋梁等を含む）の整備を図る。
- 3 道路（橋梁等を含む）の自然災害・事故等により被災した場合に備え、関係機関と相互支援等の応急体制の整備を図る。

第3 計画の内容

1 道路交通の安全のための情報の充実

道路利用者に対する気象警報等の周知不足が大災害に発展した場合も多く、情報収集とともに、道路利用者に情報を周知することが求められる。

関係各機関の情報連絡体制、連携を強化し、気象警報等の的確な発表、伝達の実施に努める。

- (1) 道路管理者は、気象庁等による気象、地象、水象に関する情報を有効に活用するために、平常時から関係機関との連携を強化しておく。
- (2) 道路管理者は、道路利用者に気象警報等を迅速に提供するための体制の整備を図る。
- (3) 道路管理者は、道路交通の安全確保のための情報収集、連絡体制及び情報伝達体制の整備を図る。

2 道路（橋梁等を含む）の整備

自然災害・事故が発生した場合、道路（橋梁等を含む）は、落石、法面崩壊、道路への土砂流出、道路決壊、橋梁等重要構造物の破損、電柱等の倒壊、事故車両等によって交通不能あるいは交通困難な状態になる場合も予想される。この対策として道路管理者は、道路（橋梁等を含む）について自然災害・事故等に対する対策の強化を図る。

- (1) 市は、それぞれの施設整備計画により災害に対する安全性に配慮し、整備を行う。
- (2) 自然災害・事故等が発生した場合に救助工作車等の大型車が通行可能なよう、道路の拡幅等整備を図る。

3 災害応急体制の整備

自然災害・事故等により、道路（橋梁等を含む）が被災した場合、速やかに応急復旧活動を行い、交通の確保を図る必要があるが、市単独では対応が遅れる恐れがあるため、関係機関との協力体制を整備する。

4 関係者への的確な情報伝達体制の整備

道路管理者は、道路事故に関する情報を常に伝達できるよう、その体制及び施設、設備の整備を、放送事業者等との連携を図りながら整備する。

第2節 災害応急対策計画

危機管理班・秘書広報班・消防班・都市計画班・土木班・関係機関

第1 基本方針

自然災害・事故等が発生した場合、迅速に被害状況等を把握し、救急・救助活動を行う。また必要に応じ、迂回道路の選定、交通規制等の災害応急対策を取り、被害を最小限に食い止めるとともに、応急復旧工事を行う。

第2 主な活動

- 1 情報不足による混乱の発生及び被害の拡大を防止するため、災害情報の収集・提供・連絡活動を実施する。
- 2 被害の拡大を防ぎ緊急交通路を確保するため、交通規制、迂回道路の設定等の措置をとるとともに、被害の拡大等を防ぐため、道路利用者等に情報を提供する。
- 3 市による応急復旧が困難な場合は、応援協定等により応援要請を行う。
- 4 負傷者の救急・救助活動等を実施する。
- 5 被災者家族等に対する的確な情報伝達活動を実施する。
- 6 応急復旧活動を実施する。

第3 活動の内容

1 災害情報の収集・提供・連絡活動の実施

災害発生時に迅速な情報を収集することは、災害応急対策を実施する上で重要である。このため、迅速な情報の収集・提供・連絡活動を実施する。

- (1) 道路管理者は、巡視の結果等について、災害の発生又はその恐れがある場合、速やかに関係各機関へ通報する。
- (2) 市は、巡視の結果や通報により入手した情報を、速やかに県、関係機関へ通報する。
- (3) 道路管理者は、被害拡大の防止等を図るため、道路利用者への情報提供に努める。

2 救急・救助・消火活動

市は、風水害対策編第3章第7節「救助・救急・医療活動」及び第8節「消防・水防活動」に定めるとおり救助・救急・消火活動を実施する。

3 応急活動の実施

自然災害・事故等が発生した場合には、速やかに道路障害物除去等の応急活動を実施し、被害を最小限度にとどめるとともに、二次災害を防ぐために交通規制等を実施する。

- (1) 道路管理者は、路上障害物除去、緊急輸送路確保等の応急活動を実施する。また、被害の拡大を防ぎ緊急交通路を確保するため、交通規制、迂回道路の設定等の措置をとるとともに、被害の拡大等を防ぐため、道路利用者等に情報を提供する。
- (2) 市は、行政区域内の道路（橋梁等を含む）の被害について、速やかに県に報告し、各関係機関と連携を図りながら交通規制、応急復旧を行い、交通の確保に努める。

4 関係機関の協力体制の確立

関係機関が相互に情報を共有し、協力して災害応急対策活動を実施する体制を確立する。

- (1) 市は、必要物資等について速やかに県に要請するなど、県と連絡を密にし、協力して効率的な人員資材の運用に努める。
- (2) 関係機関はパトロール等による巡視の結果や通報等の情報を、速やかに市等へ通報する。また、市等から入手した情報を道路復旧に活用するなどお互いに協力して、より効率的な人

員資材の運用に努める。

5 関係者への情報伝達活動

道路事故災害の状況、安否状況、医療機関などの状況を把握し、家族等に役立つ正確かつきめ細かな情報を適切に提供する。このために、必要な人員を配置し、報道機関の協力を得ながら随時情報の更新を行う。

6 道路（橋梁等を含む）の応急復旧活動

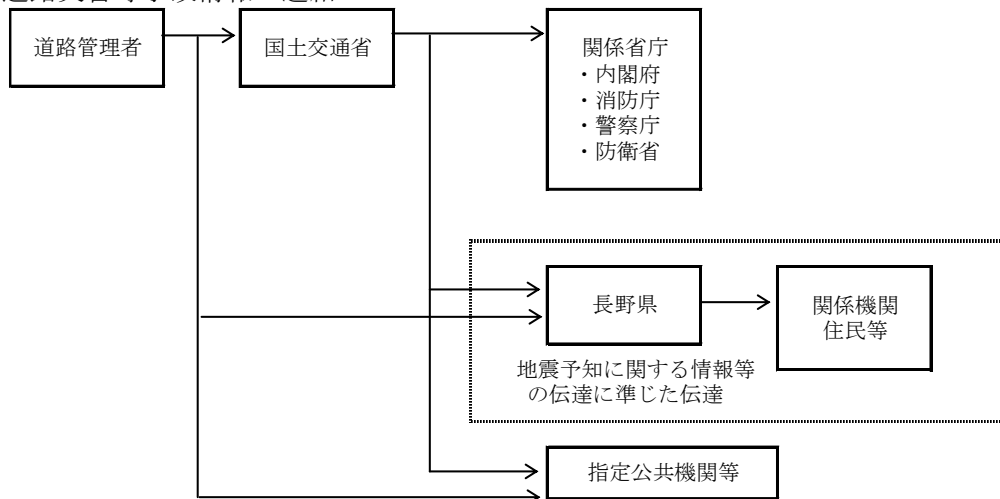
道路交通の早期回復のため、道路（橋梁等を含む）の応急復旧工事、交通安全施設等の応急復旧活動を実施する。

(1) 市は、パトロール等による巡視の結果等をもとに、被災道路の応急復旧工事を行う。

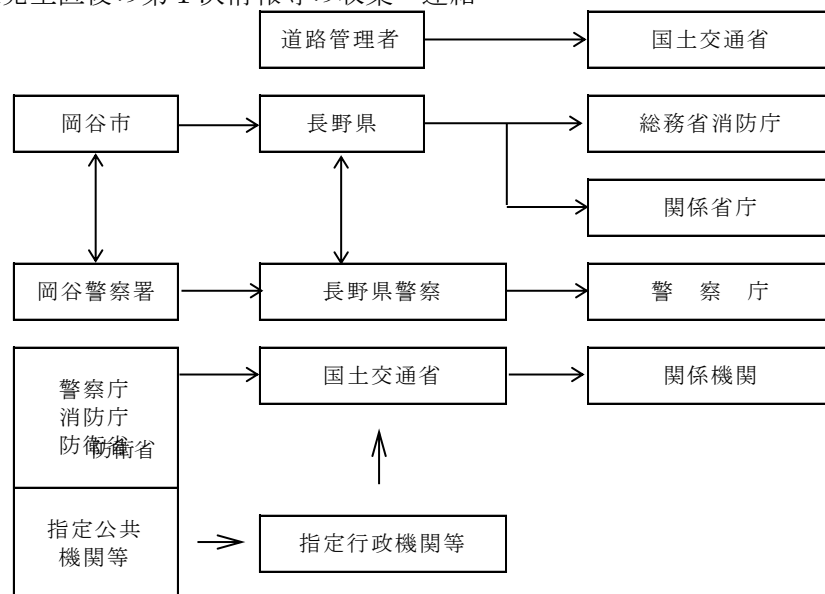
(2) 応急復旧対策の工法は、被害の状況、本復旧までの工期施工量、資機材の有無等を考慮して適切な方法を選択する。

7 道路災害における連絡体制

(1) 道路災害等事故情報の連絡

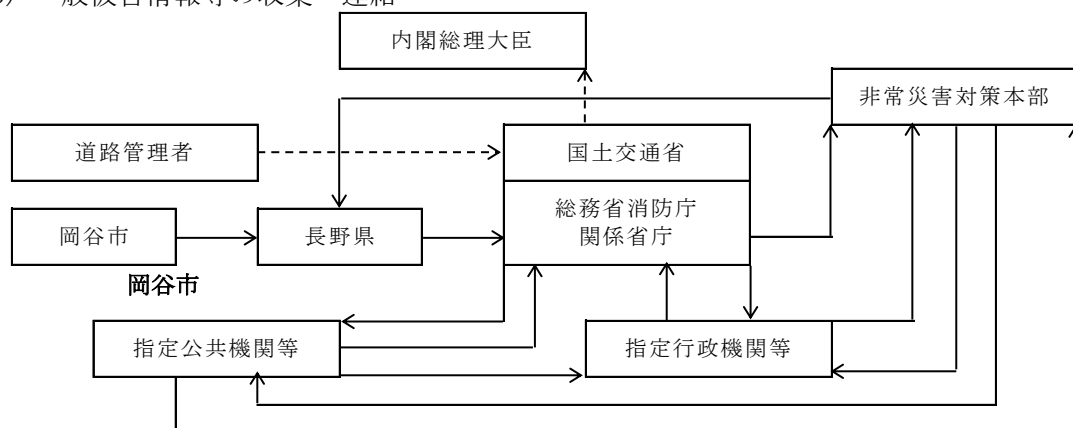


(2) 道路事故発生直後の第1次情報等の収集・連絡

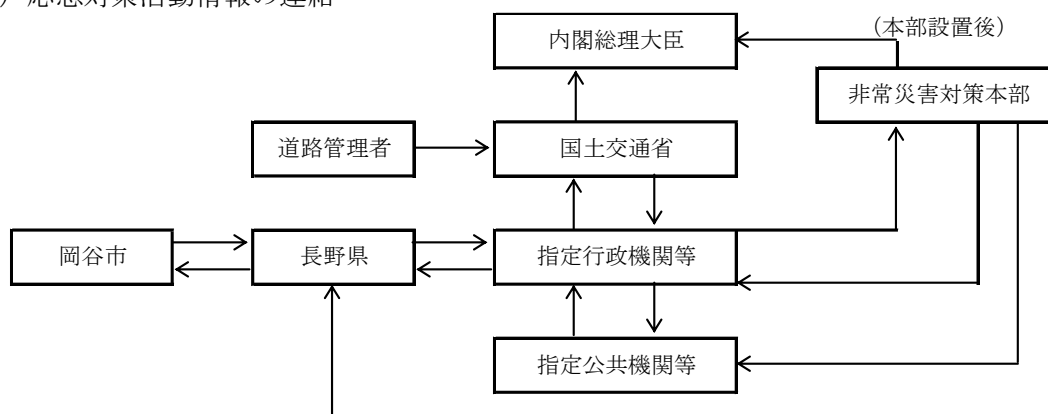


大規模な場合（→ は、指定公共機関等の場合）

(3) 一般被害情報等の収集・連絡



(4) 応急対策活動情報の連絡



第5章 鉄道災害対策編

本章において災害とは、災害対策基本法及び同法施行令の規定に基づく、大規模な事故を要因とする被害の発生をいい、具体的には、鉄道における列車の衝突等に起因する多数の死傷者等の発生といった、大規模な鉄道事故による被害をいう。

第1節 災害予防計画

危機管理班・消防班・都市計画班・土木班・関係機関

第1 基本方針

大規模な鉄道事故に備えて、鉄道及び車両等の安全を確保し、利用者及び市民等の生命及び身体を保護するため、予防活動の円滑な推進を図る。

第2 主な取組み

- 1 市及び鉄道事業者は、踏切道の改良、鉄道施設周辺の安全を確保のため必要な対策を講じる。
- 2 市は、鉄道事故による住民生活への支障等を防止するために必要な措置を講じる。
- 3 市及び鉄道事業者は、迅速・確実な情報収集・連絡体制の整備を図る。
- 4 市及び鉄道事業者は、鉄道災害における災害応急体制の整備を図る。

第3 計画の内容

1 鉄道施設・設備の整備・充実等

大規模鉄道事故の防止のためには、軌道・踏切等の施設や安全のための設備の整備・充実を図るとともに、鉄道施設周辺の安全を確保する必要がある。また、被害がさらに拡大することを防止するため、あらかじめ適切な措置を講じる。

(1) 踏切道の保守・改良

鉄道事故を防止するため、踏切道の保守・改良等に万全を期す必要がある。市は踏切道の改良のため、以下の対策の実施に努める。

- ア 踏切道の立体交差化
- イ 踏切道の構造の改良
- ウ 踏切保安設備の整備

(2) 鉄道施設周辺の安全の確保

市は、大規模事故に対する鉄道施設の安全を確保するため、鉄道施設周辺における危険個所の把握、防災工事の実施等の土砂災害対策を講じる。

(3) 被害の拡大を防止するための事前の措置

市及び県は、主要な鉄道施設の被災による、広域的な経済活動への支障及び市民生活への支障を防止するため、主要な交通網が集中している地域について土砂災害対策等を重点的に実施する。

2 災害応急体制の整備

大規模鉄道事故の発生に際して、迅速かつ円滑な応急対策を実施し、復旧・復興に備えるために、あらかじめ体制等の整備を図る。

事故発生時においては、被害情報や負傷者の受入体制等の情報を、関係機関が迅速かつ適切に入手することが不可欠であるため、情報伝達ルート多重化、情報交換のための収集・連絡体制の明確化等について、事前に連携体制を確立する。

(1) 情報収集・連絡体制の整備

事故発生時の迅速かつ円滑な情報収集・伝達のため、日頃から関係機関相互の連絡を緊密

にし、情報収集・連絡体制をあらかじめ整備を図る。

ア 市は、事故発生時の円滑な応急対策のため、迅速かつ確実な情報収集・伝達が行われるよう、日頃から鉄道事業者との連絡を緊密にし、体制をあらかじめ整備しておく。

イ 市は、特に、鉄道事故を引き起こす恐れのある浮き石、落石等を発見した場合に、必要に応じて鉄道事業者との連絡を取り合うための連絡体制を、事前に確立する。

(2) 救助・救急・消火活動のための体制の整備

事故発生時における迅速かつ円滑な救助・救急・消火活動のため、適切な体制を整備し、関係機関相互の連携強化を図る。

ア 市は、風水害対策編第1章第6節「救助・救急・医療計画」及び第7節「消防・水防活動計画」に定めるとおり体制の整備等に努める。

イ 鉄道事業者は事故発生直後における旅客の避難等のための体制の整備に努めるとともに、市・県及び消防機関との連携の強化に努める。

(3) 消防及び医療機関相互の連絡体制の整備

医療機関の患者受入状況及び活動体制について、消防を含めた関係機関が把握できる体制を整えるとともに、日頃から関係機関の連携を密にし、事故発生時の医療情報が速やかに入手できるよう努める。

このため、市は、風水害対策編第1章第6節「救助・救急・医療計画」に定めるとおり連絡体制の整備等に努める。

(4) 緊急輸送活動のための体制の整備

事故発生時の応急活動に必要な人員・資機材等の輸送のため、道路管理者は、信号機、情報板等の道路交通関連施設について、災害時の道路交通管理体制の整備に努める。

(5) 防災訓練の実施

事故発生時に適切な行動をとることにより、被害を最小限にとどめるため、具体的な状況を想定した訓練が重要である。

鉄道事業者は、事故の発生を想定した情報伝達訓練を実施するとともに、市及び県が実施する防災訓練に積極的に参加するよう努める。

(6) 事故復旧への備え

鉄道事業者は、施設及び車両の迅速かつ円滑な復旧に備え、人員の応援計画及び復旧資材の調達計画をあらかじめ定めておくものとする。

第2節 災害応急対策計画

全機関・関係機関

第1 基本方針

大規模鉄道事故が発生した場合、迅速に被害状況等を把握し、救急・救助活動を行う。また、鉄道事業者は、鉄道利用者の生活に支障のないよう代替交通手段を確保する。

第2 主な活動

- 1 情報不足による混乱の発生及び被害の拡大を防止するため、災害情報の収集・提供・連絡活動を実施する。鉄道事故情報等については、鉄道事業者から収集する。
- 2 被害の状況等に応じて、市は応援協定等による応援要請並びに、県に対し自衛隊の災害派遣の要請を行う。
- 3 負傷者の救急・救助活動等を実施する。
- 4 鉄道事業者は、代替交通手段を確保する。
- 5 被災者家族、一般住民等に対する的確な情報伝達活動を実施する。

第3 活動の内容

1 発生直後の情報の収集・連絡及び通信の確保

大規模鉄道事故が発生した場合には、正確な情報を迅速に収集し伝達することが極めて重要であり、そのため、情報収集・連絡体制を整備する。

(1) 鉄道事故情報等の連絡

大規模鉄道事故が発生した際に、速やかに初動体制を確立するため、事故発生情報を直ちに収集し伝達する。

ア 伝達系統は「鉄道災害における連絡体制」のとおりとする。

イ 市、県及び鉄道事業者は、鉄道事故を引き起こす恐れのあるものを発見した場合には、あらかじめ定めた連絡体制に基づき、必要に応じて互いに連絡を取り合う。

ウ 発見又は連絡に基づき、市はただちに、警戒体制の強化、避難指示等、避難誘導の実施、災害の未然防止活動の実施等、被害の発生を防止するため必要な措置を講じる。

エ 発見又は連絡に基づき、鉄道事業者はただちに、危険防止措置、警戒体制の強化等、必要な措置を講じる。

(2) その他各種情報等の収集・連絡

事故発生後の第1次情報（被害速報等）をはじめ、応急対策のために必要な各種の情報を、迅速かつ円滑に収集し伝達する。

事故発生直後の第1次情報、一般被害情報及び応急対策活動情報等についての伝達系統は、「6 鉄道災害における連絡体制」のとおりとする。

2 活動体制及び応援体制

大規模鉄道事故が発生した場合において、適切な事故応急対策を実施するため、各関係機関は速やかに活動体制を整える。

(1) 鉄道事業者が実施する対策

ア 被害拡大防止措置

(ア) 関係列車の非常停止の手配

(イ) 乗客の避難

イ 活動体制の確立

(ア) 職員の非常招集

(イ) 情報収集連絡体制の確立

(ウ) 対策本部の設置

(2) 広域応援体制

大規模鉄道事故が発生した場合には、その被害の状況等に応じて、市は広域応援を要請し、また他の市町村からの要請に応じて応援を行う。

ア 市は、市内で鉄道事故が発生した場合、その被害の規模等に応じて、他市町村に応援を求める。

イ 市は、他市町村における大規模鉄道事故の発生を覚知したときは、速やかに応援体制を整える。

(3) 自衛隊派遣要請

市は、鉄道事故が発生した場合、その被害の規模等により必要があれば直ちに、風水害対策編第2章第6節「自衛隊災害派遣活動」に定めるところにより、県に対して自衛隊の災害派遣を要請するよう求める。

3 救助・救急・消火活動

市、県及び鉄道事業者は、鉄道事故発生に際して互いに連携し、迅速な救急・救助・消火活動に努める。

(1) 市が実施する対策

市は、風水害対策編第2章第7節「救助・救急・医療活動」及び第8節「消防・水防活動」に定めるとおり救助・救急消火活動を実施する。

(2) 鉄道事業者が実施する対策

鉄道事業者は事故発生直後における負傷者の救急・救助活動を行うとともに、各関係機関の行う救急・救助活動に可能な限り協力するよう努める。

事故発生直後における初期消火活動を行うとともに、各関係機関の行う消火活動に可能な限り協力するよう努める。

4 代替交通手段の確保

大規模鉄道事故が発生した場合には、鉄道利用者の生活に支障のないよう代替交通手段を確保するため、鉄道事業者は以下の対策を実施する。

(1) 他路線への振り替え輸送

(2) バス代行輸送

(3) 被災していない鉄道事業者の協力による代替輸送

5 関係者等への情報伝達活動

被災者家族等からの問い合わせに的確に対応できるように、災害の状況、安否状況等の情報をきめ細かに正確に提供する。また、地域住民はもとより、交通機関を利用する一般住民にも随時情報の提供を行う。

(1) 被災者家族等への情報伝達活動

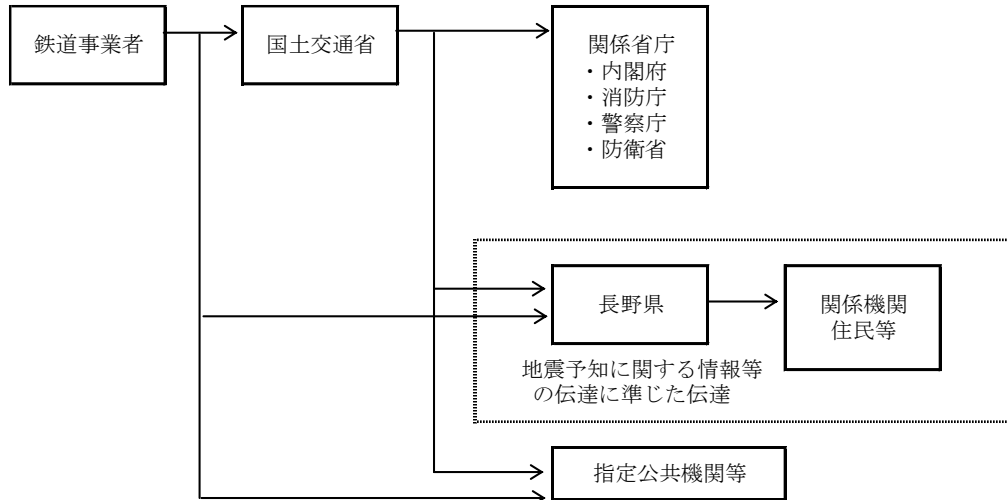
市及び鉄道事業者は相互に緊密な連絡をとりあいながら、鉄道事故の状況、安否情報、収容医療機関の状況を逐一把握し、家族等に役立つ正確かつきめ細やかな情報を適切に提供する。このために、必要な人員を配置し、報道機関等の協力を得ながら随時情報の更新を行う。

(2) 一般住民への情報伝達活動

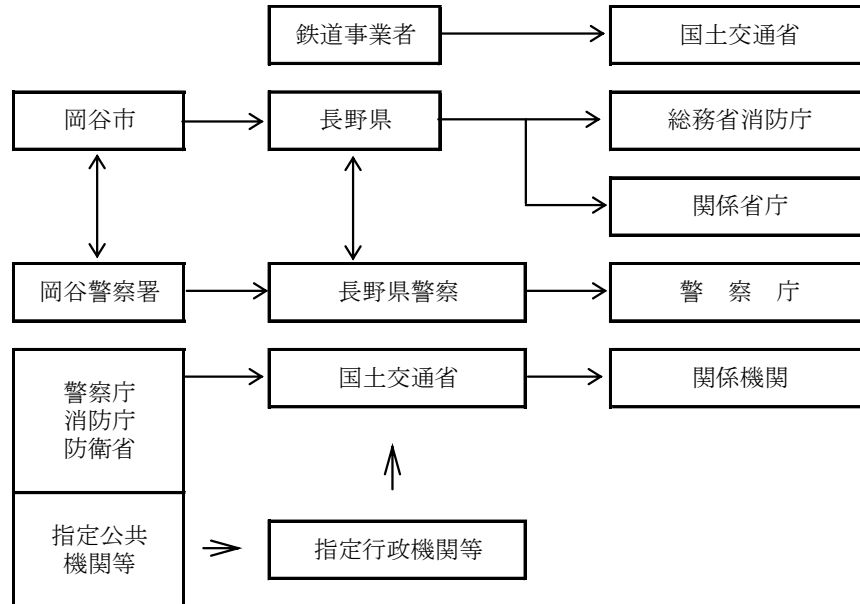
鉄道事業者は鉄道の運行等、交通機関利用者及び一般住民にとって必要な情報の提供を行う。

6 鉄道災害における連絡体制

(1) 鉄道事故情報等の連絡



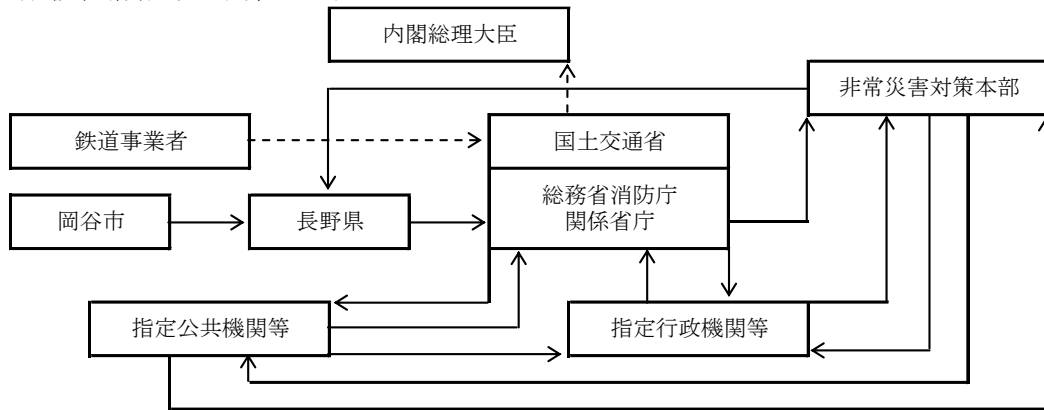
(2) 鉄道事故発生直後の第1次情報等の収集・連絡



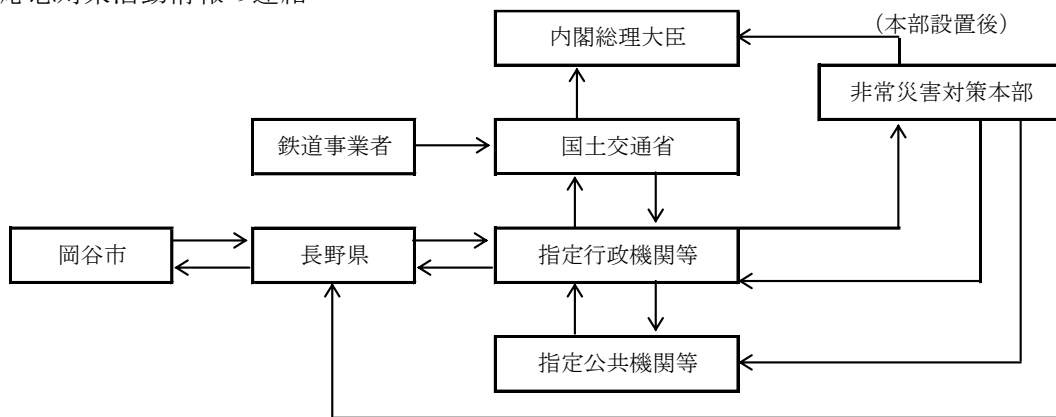
大規模な場合（⇒ は、指定公共機関等の場合）

その他災害対策編

(3) 一般被害情報等の収集・連絡



(4) 応急対策活動情報の連絡



第6章 危険物等災害対策編

第1節 災害予防計画

危機管理班・消防班・環境班・水道班・施設管理者・関係機関

第1 基本方針

危険物等の漏洩・流出、火災、爆発による大規模な事故が発生した場合、危険物等施設関係者及び周辺住民等に重大な被害をもたらす恐れがあることから、安全性の向上や災害応急体制の整備を図り、危険物等による災害を未然に防止する。

第2 主な取組み

- 1 危険物等関係施設における安全性の確保を図る。
- 2 危険物等関係施設における災害応急体制の整備を図る。
- 3 危険物等大量流出時における応急対策用資機材の整備を図る。

第3 計画の内容

1 危険物等関係施設の安全性の確保

危険物による災害の発生を防止するためには、法令の遵守及び立入検査の実施により、施設・設備の安全性の確保を図るとともに、自衛消防組織の設置、定期点検・自主点検の実施及び保安教育の実施等、保安体制の強化を図る。

また、危険物等関係施設が所在する地域の浸水想定区域及び土砂災害警戒区域等の該当性並びに被害想定を確認を行うとともに、確認の結果、風水害により危険物等災害の拡大が想定される場合は、防災のため必要な措置の検討や、応急対策にかかる計画の作成等の実施に努めるものとする。

(1) 規制及び指導の強化

- ア 危険物施設の設置又は変更の許可に当たっては、事故の発生防止に十分考慮した位置、構造及び設備とするよう、設置者（申請者）に対する指導を強化する。
- イ 既設の危険物施設については、施設の管理者に対し、施設の安全確保について再点検を求めるほか、必要に応じて、改修、改造、移転等の指導、助言を行い、安全性の向上を図る。
- ウ 立入検査等の予防査察については、次に掲げる事項を重点に随時実施する。
 - (ア) 危険物施設の位置、構造及び設備の維持管理状況
 - (イ) 危険物施設における貯蔵、取扱い、移送、運搬及び予防規程の作成等安全管理状況

(2) 自衛消防組織の整備促進

緊急時における消防機関との連携等、総合的な防災体制をあらかじめ整えておくため、危険物施設の管理者に対し、自衛消防組織等の自主的な自衛体制の整備について指導する。

2 危険物等関係施設における災害応急体制の整備

危険物等関係施設における災害発生時の対応は、それぞれの関係法令において緊急措置の実施及び関係機関への通報等が定められているが、災害の拡大を防止するため、関係機関の連携の強化等保安体制の整備を推進する。

(1) 消火資機材の整備促進

諏訪広域消防本部は、多様化する危険物に対応する化学消火薬剤等の備蓄及び化学消防車等の資機材の整備に努める。

(2) 警察署との連携

消防法で定める危険物施設の設置または変更の許可をした際は、警察に対してその旨通報し、連携を図る。

3 危険物等の大量流出時における防除体制の整備

危険物等の河川等への大量流出時に備えて、防除資機材の整備等が行われているが、迅速かつ円滑な防除活動を実施するため、活動体制の整備を推進する。

- (1) 危険物施設の管理者に対し、危険物の流出時の拡大防止対策に必要なオイルフェンス等の資機材の整備、備蓄促進について指導する。
- (2) 消防法で定める危険物施設の設置または変更の許可をした際は、警察に対してその旨通報し、連携を図る。
- (3) 危険物等の河川等への大量流出時に備え、水道事業者は、給水車、給水タンク及び水道事業者相互の水道連結管の整備促進を図るとともに、他の事業体等との相互応援体制を整備する。

【資料 23】危険物施設

第2節 災害応急対策計画

危機管理班・秘書広報班・消防班・環境班・水道班・施設管理者・関係機関

第1 基本方針

危険物等施設に大規模な事故（タンクローリー等の横転事故を含む）が発生した場合、当該施設関係者及び周辺住民等に重大な被害をもたらす恐れがあることから、当該施設にあつては、的確な応急点検及び応急措置等を速やかに実施し、災害の拡大の防止を図る。

また、危険物等が河川等に大量流出した場合、周辺住民への健康被害を与える恐れがあるため、関係機関と密接に連携をとりつつ、適切な応急対策を迅速に実施し、被害の拡大防止を図る。

第2 主な活動

- 1 効果的な応急対策を実施するため、災害情報の収集・連絡を迅速に行う。
- 2 危険物等災害時の被害拡大防止のため、危険物等の種類に応じた応急対策を実施する。
- 3 負傷者等が発生した場合は、救急・救助活動等を実施する。
- 4 危険物等が河川へ大量流出した場合は、被害の拡大防止を図る。

第3 活動の内容

1 災害情報の収集・連絡活動

危険物等による大規模な事故が発生した場合、効果的に応急対策を実施するため、情報の収集・連絡を迅速に行う。

人的被害の状況、火災の発生状況等の情報収集、連絡は、風水害対策編第2章第2節「災害情報の収集・連絡活動」に基づき実施する。

2 危険物等施設における災害拡大防止応急対策

危険物等施設に災害が発生した場合、当該施設関係者及び周辺住民等に重大な被害をもたらす恐れがあることから、当該施設にあつては、的確な応急点検及び応急措置等を速やかに実施し、災害の拡大の防止を図る。

(1) 危険物施設応急対策

ア 危険物施設の緊急時の使用停止命令等

市長は、災害防止等のため緊急の必要があると認められるときは、市域における危険物施設の管理者等に対し、製造所等の一時停止等を命じる。

イ 災害発生時等における連絡

危険物施設において災害が発生した場合における連絡体制を確立する。

ウ 危険物施設の管理者等に対する指導

危険物施設の管理者、危険物保安統括管理者、危険物保安監督者及び危険物取扱者等に対して、当該施設の実態に応じた応急対策を実施するよう次項に掲げる項目について指導する。

(ア) 危険物施設の緊急使用停止等

危険物の流出、爆発等のおそれがある場合は、操業の停止又は制限をするとともに、危険物の移送の中止及び車両の転倒防止等を行う。

(イ) 危険物施設の緊急点検

危険物施設の損傷箇所の有無等、被害状況を把握するため、緊急点検を実施するとともに、施設周辺の状況把握にも努める。

(ウ) 危険物施設における災害防止措置

危険物施設に損傷箇所等の異常が発見されたときは、応急補修、危険物の除去等適切な措置を行い、混触発火等による火災の防止、タンク破壊等による流出、異常反応、浸水等による広域拡散等を防止するとともに、消火設備の起動準備、防油堤の補強等災害発生に備えた措置も合わせて講ずる。

(エ) 危険物施設における災害発生時の応急措置等

a 応急措置

その他災害対策編

危険物の流出、火災等の災害が発生したときは、自衛消防組織による現状に応じた初期消火、延焼防止活動及び土のう積み、オイルフェンス等による流出防止措置を迅速かつ的確に行う。

b 関係機関への通報

危険物の流出等の事態を発見した場合は、速やかに消防、警察等関係機関に通報する。

c 従業員及び周辺地域住民に対する措置

消防、警察等関係機関と連携し、広報の実施等、従業員及び周辺地域住民の安全確保のための措置を行う。

(2) 危険物等の種類に応じた応急対策

毒物・劇物保管貯蔵施設等については、風水害対策編第2章第19節「危険物施設等応急活動」に定めるところにより応急対策を実施する。

(3) 救助・救急活動

危険物等の漏洩・流出、火災、爆発等により、負傷者等が発生した場合は、風水害対策編第2章第7節「救助・救急・医療活動」に定めるところにより救助・救急活動等を実施する。

3 危険物等の大量流出に対する応急対策

危険物等が河川等に大量流出した場合、危険物等の除去及び環境の監視を行い、周辺住民への影響を最小限に抑える。

(1) 河川管理者、危険物等施設の管理者等は危険物等の流出が発生したときは、オイルフェンス、中和剤、吸収剤等の使用による危険物等の除去活動及び流出拡大防止措置を行う。

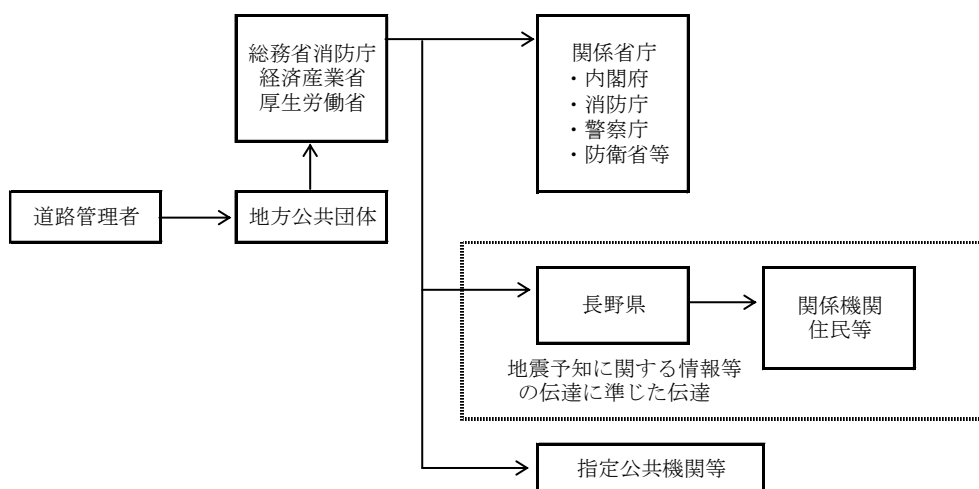
(2) 飲料水汚染のある場合、水道事業者と連携して、水道使用者、井戸水使用者に対し通報を行う。

(3) 危険物等施設の管理者等は危険物等の流出の事態を発生させた場合又は発見した場合は、速やかに消防、警察、保健所等関係機関に通報する。

(4) 水道事業者は取水箇所に変異が確認された場合は、直ちに取水を停止し、水質検査により安全を確認した後、取水を再開する。

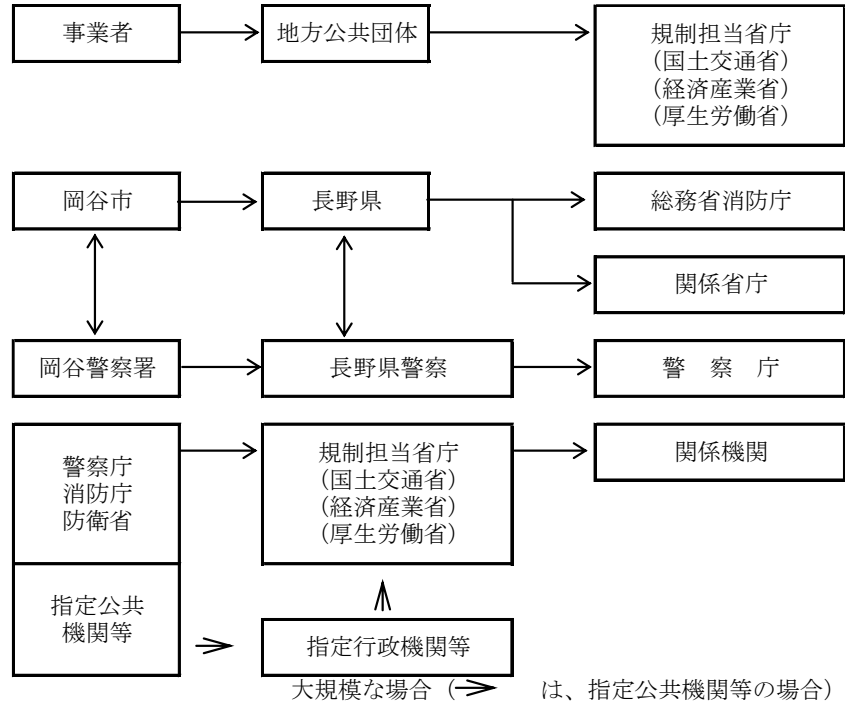
4 危険物災害における連絡体制

(1) 危険物等事故情報の連絡

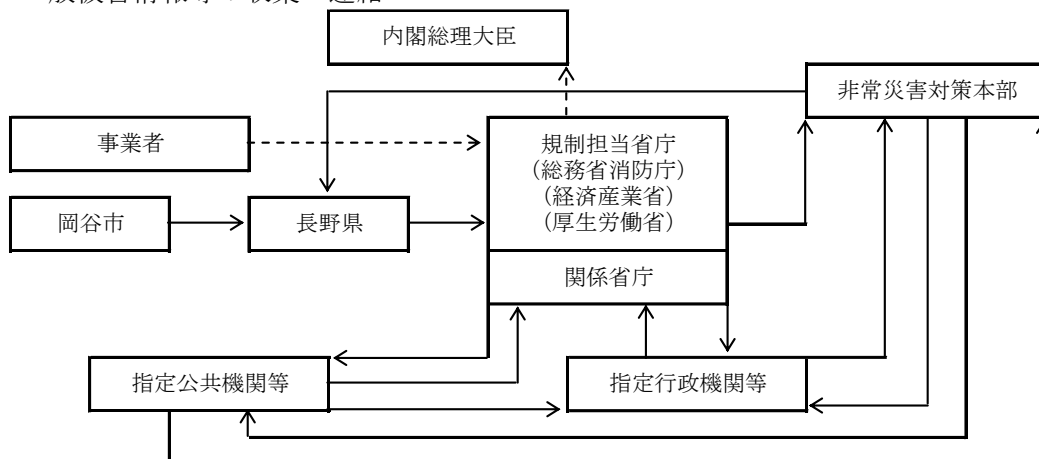


その他災害対策編

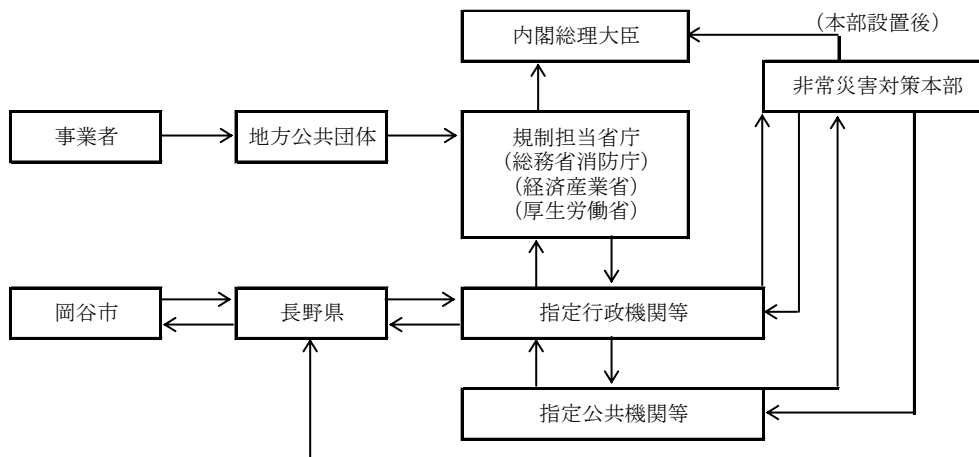
(2) 危険物等の大規模な事故発生直後の被害の第1次情報等の収集・連絡



(3) 一般被害情報等の収集・連絡



(4) 応急対策活動情報の連絡



第7章 大規模火災対策編

第1節 災害予防計画

消防班・商業観光班・都市計画班・施設管理者

第1 基本方針

建築物の高層化、住宅地の密集化等により、市街地における火災は大規模化する危険性がある。このため、大規模な火事災害に対する災害予防活動の円滑な推進を図り、火事災害による地域経済活動の停滞防止及び住民・建物等の被害を最小限にするため、災害に強い安心安全なまちづくりを推進する。

第2 主な取り組み

- 1 大規模な火事災害に強い安心安全なまちづくりを推進する。
- 2 火災に対する建築物の安全化の推進を図る。
- 3 消防用資機材、活動体制、関係機関との連絡体制等の整備を推進する。

第3 計画の内容

1 大規模な火事災害に強い安全安心なまちの形成

市は、地域の特性に配慮しつつ、大規模な火事災害に強い安全安心なまちづくりを行う。

- (1) 総合的・広域的な計画の作成に際しては、大規模な火事災害から市域及び住民の生命、身体、財産を保護することに十分配慮する。
- (2) 都市計画法に基づき、建築物の密度が高く、火災危険度の高い市街地において、準防火地域を定める。
- (3) 「緑の基本計画」等の策定にあたり、防災対策に資する効果的な公園緑地、防災遮断帯等の配置計画を検討し、都市公園の積極的な整備に努める。
- (4) 市道について、国県道との連携を図りながら、避難路及び延焼遮断帯としての必要な街路整備に努める。
- (5) 木造密集地や、公共施設の整備の立ち遅れている地域を重点に、防災性の高いまちづくりを実現するため、都市計画事業を推進する。

2 火災に対する建築物の安全化

大規模な火事災害による建築物の被害を最小限に抑え、住民の生命、財産等を保護するため、建築物の耐火性を確保し安全性の向上を図る。

- (1) 建築基準法に基づき、規模等により、建築物を耐火構造・準耐火構造とするように指導する。
- (2) 防火地域・準防火地域以外の市街地において、建築基準法第22条区域の指定により、指定区域内の建築物の屋根の不燃化を促進する。
- (3) 学校、病院等で消防法第8条の規定により定められた防火対象物については、防火管理者等を選任し、防火に努める。
- (4) 防火対象物の関係者に対し、防火対象物の用途等に応じてスプリンクラー設備等の消火設備、警報設備、避難設備その他消防活動に必要な設備の設置のほか、消防用設備等の点検及び報告、防火管理者の選任、消防計画書の作成及びそれに基づく避難訓練の実施を促進する。

- (5) 文化財の所有者又は管理者に対して、文化財の管理・保護について指導と助言を行い、防災施設の設置促進とそれに対する助成を行い、各種文化財の防災を中心とした保護対策を推進し、防災思想の普及、防災力の強化等の徹底を図る。

3 活動体制の整備等

風水害対策編第1章第7節「消防・水防活動計画」に定めるとおり、消防用資機材、活動体制、関係機関との連絡体制等の整備を推進する。

第2節 災害応急対策計画

危機管理班・秘書広報班・消防班・商業観光班・都市計画班・施設管理者・関係機関

第1 基本方針

大規模な火事災害発生時においては、建築物の直接的な被害とともに、二次的に発生し、多くの人的、物的被害を及ぼす同時多発火災に対する初期消火、延焼拡大防止活動及び救助・救急活動等の消防活動を、関係機関及び自主防災組織等と連携して、迅速かつ効果的に実施する。

なお、本節では、大規模な火事災害が発生した場合の対応について、他の災害と共通する部分は除き、大規模な火事災害に特有のものについて定める。

第2 主な活動

- 1 二次的に発生する同時多発火災による被害の拡大を防止するため、初期消火、延焼拡大防止活動及び救助・救急活動等の消防活動を行う。
- 2 災害発生後、建築物内の利用者の避難誘導を行うとともに、速やかに被害状況を把握し、必要な措置を講じる。

第3 活動の内容

1 消火活動

(1) 出火防止及び初期消火

住民及び事業者等に対し、出火防止及び初期消火の徹底についての広報を行う。

(2) 情報収集及び効率の部隊配置

管轄区域内の火災発生状況、消火栓・防火水槽等の被害状況及び県警察・道路管理者との連携、出動隊の報告等による道路状況等の情報収集を速やかに実施し、重点的、効果的な部隊の配置を行う。また、関係機関及び自主防災組織等と連携して、迅速かつ的確な消火活動を行う。

(3) 応援要請等

ア 速やかな被害状況等の把握を行い、当該状況から、消火活動に関して、自らの消防力のみでは対処できない、又は対処できないことが予測される等緊急の必要があると認めるときは、風水害対策編第2章第4節「広域相互応援活動」により他の消防機関に対する応援要請等を行う。

イ ヘリコプターの支援を求めようとするときは、風水害対策編第2章第5節「ヘリコプターの運用計画」により要請する。

ウ 住民、事業所及び自主防災組織等は、火災が発生した場合は、積極的な初期消火活動の実施及び消防機関への協力に努める。また、自主防災組織等においても初期消火活動を実施するとともに、消防機関に協力して延焼拡大の防止に努める。

2 救助・救急活動

- (1) 大規模な火事災害発生時においては、救助・救急需要が増大し、かつ広範囲にわたることから、住民、自主防災組織等の協力及び県警察、医療機関等関係機関との連携を図るとともに、必要に応じて、相互応援協定に基づく応援要請等を速やかに行い、迅速かつ的確な救助・救急活動を行う。

- (2) 住民、事業所及び自主防災組織等は、自発的に負傷者の救助・救急活動を行うとともに、消防機関等に協力する。

3 避難誘導活動

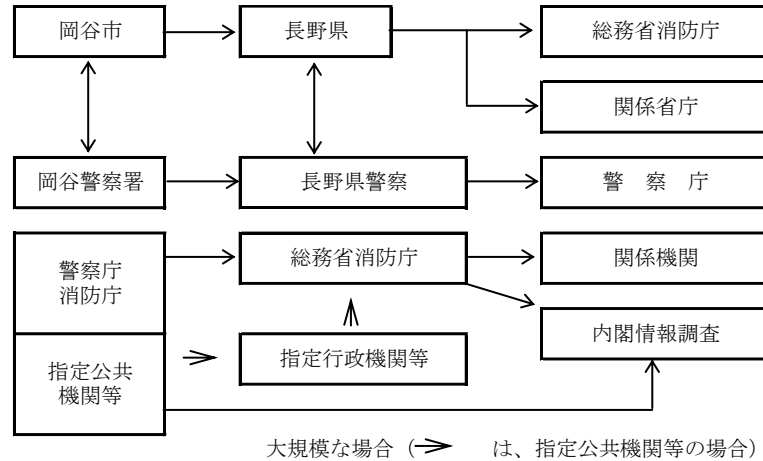
公共建築物については、災害発生後、復旧活動の拠点ともなる建築物であるため、速やかに被害状況を把握し、必要な措置を講じる。また、その他の建築物についても適切な避難誘導活

動を実施する。

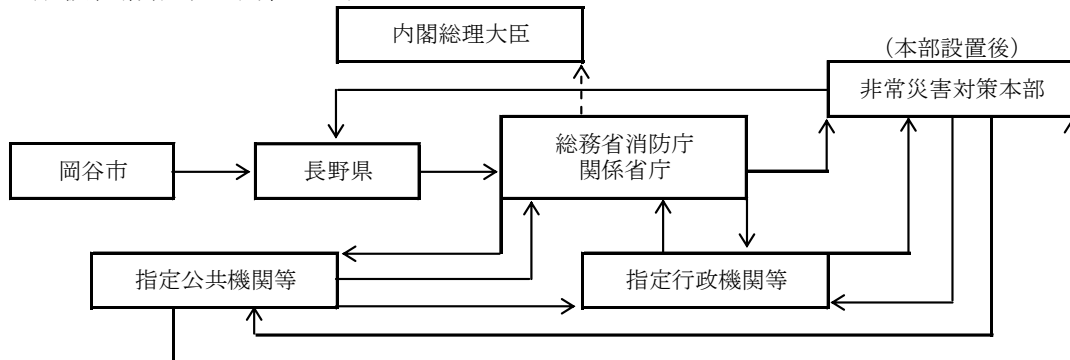
- (1) 庁舎、社会福祉施設、病院、市営住宅、市立学校等については、利用者の避難誘導を行うとともに、速やかに被害状況を把握し、必要な措置を講じる。
- (2) 建築物の管理者等は利用者の避難誘導を行うとともに、速やかに被害状況を把握し、必要な措置を講じる。

4 大規模な火事災害における連絡体制

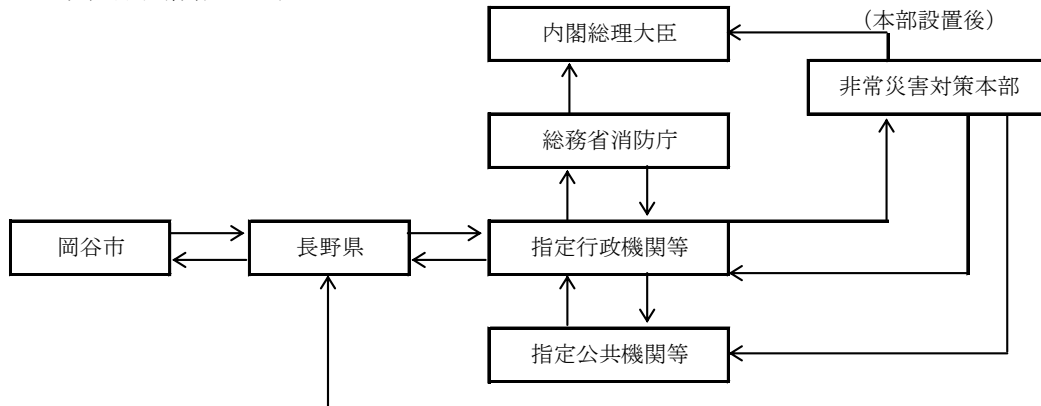
- (1) 大規模な火事発生直後の被害の第1次情報等の収集・連絡



- (2) 一般被害情報等の収集・連絡



- (3) 応急対策活動情報の連絡



【資料 30-4】 長野県消防相互応援協定書

【資料 30-6】 緊急消防援助隊運用要綱

第8章 林野火災対策編

第1節 災害予防計画

消防班・農林水産班

第1 基本方針

林野火災は、多くの場合、気象、地形、水利等極めて悪い条件のもとにおいて発生し、また、山林の特殊性として発見も遅れ、貴重な森林資源をいたずらに焼失するばかりでなく、気象条件によっては、消防活動従事者の人命を奪うような危険性や、人家への延焼等大きな被害に及ぶ可能性が少なくないので、火災時における消防活動が迅速かつ適切に実施できるよう、活動体制等の整備を図る。

第2 主な取組み

- 1 関係機関との連携を図り、林野火災対策計画の確立を図る。
- 2 気象に関する情報、災害関連情報等の収集体制の整備に努める。
- 3 林野火災に対する活動体制を整備する。

第3 計画の内容

1 林野火災対策計画の確立

関係機関と緊密な連携をとり、林野火災対策計画の確立を図るものとし、計画の作成に当たっては、森林の状況、気象条件、地理、水利の状況、森林施業の状況等を調査検討の上、次の事項等について計画する。

(1) 特別警戒実施計画

- ア 特別警戒区域
- イ 特別警戒時期
- ウ 特別警戒実施要領

(2) 消防計画

- ア 消防分担区域
- イ 出動計画
- ウ 防御鎮圧要領

(3) 資機材整備計画

(4) 防災訓練の実施計画

(5) 啓発運動の推進計画

2 予防対策の実施

林野火災対策計画に基づき、地域住民等に対する防火思想の普及啓発、巡視、指導の徹底及び消火資機材、消防施設の整備を図り、林野火災の発生の防止及び発生時の応急対策に万全を期す。

(1) 防火思想の普及

関係機関の協力を得て、入山者、地域住民、林業関係者等に対し、林野火災予防の広報、講習会等の行事等を通して、森林愛護及び防火思想の徹底を図る。

(2) 林野所有（管理）者に対する指導

- ア 火の後始末の徹底
- イ 防火線・防火樹帯の設置

- ウ 自然水利の活用による防火用水の確保
- エ 地ごしらえ、焼畑等火入れ行為をするに当たっては、森林法に基づくほか、消防機関との連絡方法を確立する。
- オ 火災多発期における見回りの強化
- カ 消火のための水の確保等

(3) 応援体制の確立

長野県消防相互応援協定及び長野県市町村災害時相互応援協定等に基づく応援体制の整備

3 林野火災防止のための情報収集体制の整備

林野火災予防活動を効果的に実施するため、気象警報・注意報等の正確かつ迅速な把握のための体制を整備する。

(1) 気象情報の収集体制の整備

長野地方気象台からの気象警報・注意報等を迅速かつ正確に収集できる体制の整備に努める。

(2) 林野火災関連情報等の収集体制の整備

林野火災の発生しやすい時期において、広報車等により、林野火災の発生危険性が高い地域を中心としたパトロールを実施することによって、入山者の状況等が把握できる体制を確立する。

4 林野火災に対する活動体制の整備等

林野火災が発生した場合には、迅速かつ円滑に災害応急対策、災害復旧・復興を実施する必要があるため、そのための備えとして所要の体制の整備を行う。

(1) 情報の収集・連絡関係

災害現地及び関係機関相互の通信手段を確保し円滑な連絡体制を整備する。

また、必要に応じ、県防災ヘリコプターを要請し、被害状況を迅速に把握する体制を整備する。

(2) 災害応急体制の整備関係

ア 林野火災発生時における職員の非常参集体制及び応援体制の確認を平常時から行い、発災時に迅速な活動ができる体制の確保を図る。

イ 長野県消防相互応援協定、長野県市町村災害時相互応援協定等の要請方法について確認を行う。

(3) 消火活動関係

ア 諏訪広域消防本部、消防団及び自主防災組織との連携強化を図り、消防水利の確認、消防資機材の点検整備等を実施し、消防体制を強化する。

イ 空中消火基地及び取水用河川、湖沼等の利用可能状況を把握する。

(4) 防災関係機関等の防災訓練の実施

消防機関及び関係機関が参加し、実践的な消火等の訓練等を実施する。

ア 防災訓練において、自衛隊の派遣及び広域応援を想定した訓練を実施する。

イ 消防職員、消防団員等を対象とした空中消火資機材の取扱いに関する講習等を実施する。

第2節 災害応急対策計画

危機管理班・秘書広報班・消防班・農林水産班・関係機関

第1 基本方針

林野火災発生時においては、関係機関が連携して、初期消火、延焼拡大防止に努めるとともに、速やかな情報の収集、状況分析を行い、必要に応じて消防防災ヘリコプターの要請等、迅速かつ的確な消防活動を行う。

第2 主な活動

- 1 気象状況等により林野火災の発生の恐れがある場合、警戒活動を実施する。
- 2 関係機関が連携して消火活動を実施するとともに、火災の拡大の恐れがある場合は、ヘリコプターによる空中消火活動を実施する。

第3 活動の内容

1 林野火災の警戒活動

林野火災の発生のおそれがある時期に多様な広報手段を利用し、林野火災予防の広報活動を集中的に実施する。

- (1) 火入れによる出火を防止するため、森林法（昭和26年法律第249号）に基づく市長の許可は、時期、許可条件等について事前に消防機関と十分協議する。また、火入れの場所が隣接市町村に近接している場合は、関係市町村に通知する。
- (2) 火入れ、たき火、喫煙等の制限
 - ア 気象状況が悪化し、林野火災発生の恐れがある場合は、入林者等に火を使用しないよう要請する。
 - イ 長野地方気象台から気象警報・注意報等を受けたとき、又は、気象状況が火災予防上危険であると認めるときは、火災に関する警報の発令、住民及び入林者への周知、火の使用制限、消防機関の警戒体制の強化等必要な措置を講ずる。
 - ウ 火災警報の住民及び入林者への周知は、防災行政無線、防災メール、防災ラジオ、岡谷市行政チャンネル等を通じ、周知徹底する。

2 林野火災の情報収集

林野火災の状況について迅速かつ的確な情報の収集のための、関係機関相互の連絡体制を確保する。

- (1) 職員の災害現場へ派遣し、無線機等により現地との通信連絡体制を確保し、正確な災害情報の収集に努め、報告する。
- (2) 災害の状況によっては、県警ヘリコプターによる偵察の要請を行う。

3 活動体制の確立

関係機関の連携の下、迅速かつ的確な消火活動を実施するための体制を確保する。

- (1) 災害情報の収集・連絡体制
 - ア 現地との通信連絡体制を確保し、正確な災害情報の収集に努める。
 - イ 職員の災害現場への派遣及び情報収集を行う。
 - ウ 消防本部からの県への火災即報の送信を行う。
 - エ 状況に応じ、消防防災ヘリコプター等の応援要請を行う。
- (2) 林野所有（管理）者の活動体制
 - ア 市は、林業関係者に対し、消防機関、警察等との連携を図り、初期消火及び情報連絡等の

協力を求める。

イ 林野所有（管理）者等は初期消火を実施するとともに、消防水利、火災現場への進入経路等の情報提供について協力を行う。

4 消火活動

被害の拡大を最小限にくい止めるため、関係機関が連携して消火活動を実施する。

地上からの消火活動に加え、火災の拡大の恐れがある場合は、ヘリコプターによる空中消火活動を実施する。

(1) 林野火災発生時においては、関係機関が連携して、初期消火、延焼拡大防止に努めるとともに、速やかな情報の収集、状況分析を行い、必要に応じて広域な応援等を得て、迅速かつ的確な消防活動を行う。

(2) 林野火災の発生場所、風向及び地形等現地の状況によって常に臨機の措置をとる必要があるため、消火活動に当たっては、次の事項を検討する。

ア 出動部隊の出動区域

イ 出動順路と防御担当区域

ウ 携行する消防機材及びその他の器具

エ 指揮命令及び連絡要領並びに通信の確保

オ 応援部隊の集結場所及び誘導方法

カ 応急防火線の設定

キ 救急救護対策

ク 住民等の避難

ケ 空中消火の要請

コ 通行規制

(3) 空中消火の要請

ア 広域航空消防応援を必要とするときは、「大規模特殊災害時における広域航空消防応援実施要綱」により、要請する。

イ 広域消火活動のため、自衛隊の派遣を必要とするときは、風水害対策編第2章第6節「自衛隊災害派遣活動」により、知事に要請する。

ウ 「長野県林野火災空中消火実施要領」に基づき、ヘリコプターによる空中消火を実施する。

5 二次災害の防止活動

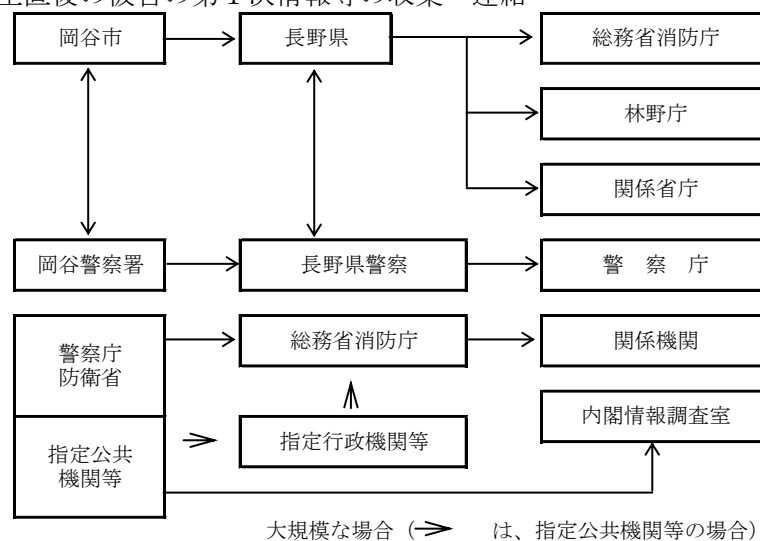
林野火災により、荒廃した箇所においては、その後の降雨等により、倒木の流下、山腹・斜面の土砂崩壊、地すべり及び溪流における土石流の発生などの危険性があるため、これらによる二次災害から市民を守るための措置を講ずるとともに、関係機関への情報提供をおこなう。

(1) 危険箇所について速やかに調査を行い、二次災害の防止に必要な応急措置を講ずる。

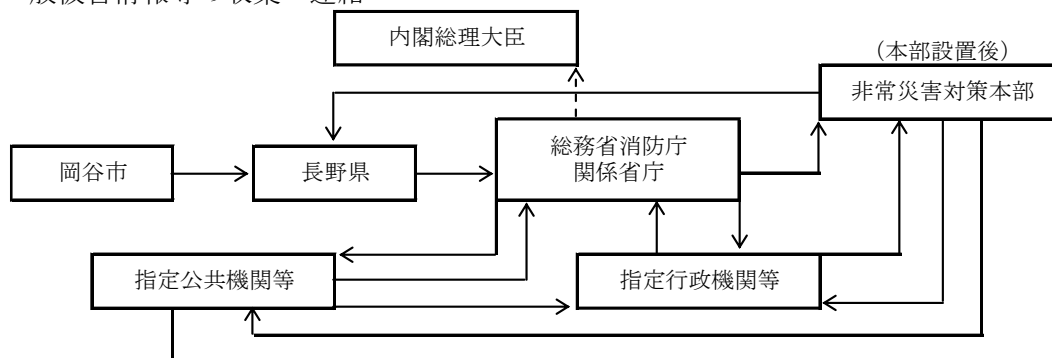
(2) 緊急点検結果の情報に基づき、警戒避難体制の整備等必要な措置をとる。

6 林野火災における連絡体制

(1) 林野火災発生直後の被害の第1次情報等の収集・連絡



(2) 一般被害情報等の収集・連絡



(3) 応急対策活動情報の連絡

